○北海道警察国民保護警備計画の制定について

平成28年６月７日

道本備第940号（各部合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

北海道内における武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対しては、これまで北海道警察国民保護警備計画の制定について（平25．４．９道本備第116号。以下「旧通達」という。）より運用してきたところであるが、平成28年３月29日付けで、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成27年法律第76号）が施行されたことに伴い、新たに別添のとおり「北海道警察国民保護警備計画」を定めたので、所属職員に周知徹底し、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

# 北海道警察国民保護警備計画

## 第１　目的

この計画は、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令等の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民保護措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置並びに緊急対処事態への対処を迅速かつ的確に実施するための道警察における基本事項を定め、もって住民の生命、身体及び財産の保護並びに治安の維持に万全を期することを目的とする。

## 第２　定義

この計画において、次の各事項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

⑴　武力攻撃　我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

⑵　武力攻撃事態　武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

⑶　武力攻撃予測事態　武力攻撃事態には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

⑷　武力攻撃事態等　武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

⑸　存立危機事態　我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃事態が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。

⑹　武力攻撃災害　武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

⑺　武力攻撃災害等　武力攻撃災害及び国民保護法第183条において準用される緊急対処事態における災害をいう。

⑻　国民保護措置　国民保護法における「国民の保護のための措置」をいい、具体的には武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、その影響が最小となるようにするための措置をいう（例：住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等）。

⑼　緊急対処事態　武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日、対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。

⑽　緊急通報　武力攻撃災害等から住民の生命、身体又は財産に対する危害を防止するため、知事が緊急に発令する通報をいう。

⑾　安否情報　避難住民及び武力攻撃災害等により死亡し、又は負傷した住民の安否に

関する情報をいう（これらの者以外の行方不明者や連絡不明者を除く。）。

⑿　生活関連等施設　国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれのあると認められる施設で、国民保護法施行令第27条に規定する施設をいう。

⒀　ＮＢＣ攻撃　核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。

⒁　緊急対処事態への対処　緊急対処事態において、国民保護措置に準じて行われる緊急対処保護措置及び当該事態の終結を図るために実施する攻撃の予防、鎮圧その他の措置をいう（当該事態を終結させるため、その推移に応じて実施する攻撃の予防、鎮圧その他の措置については、警察が第一義的責任を有していることに留意）。

⒂　緊急対処保護措置　緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は緊急対処事態における攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、その影響が最小限となるようにするために緊急対処事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置をいう。

第３　対象とする事態例

１　武力攻撃事態

この計画においては、国の基本指針に基づき、武力攻撃事態として、以下に掲げる４類型を対象として想定する。

⑴　着上陸侵攻

⑵　ゲリラや特殊部隊による攻撃

⑶　弾道ミサイル攻撃

⑷　航空攻撃

２　緊急対処事態

この計画においては、国の基本指針に基づき、緊急対処事態として、以下に掲げる事態例を対象として想定する。

⑴　攻撃対象施設等による分類

ア　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

㈠　原子力事業所の破壊

㈡　石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設の爆破

㈢　危険物積載船への攻撃

㈣　ダムの破壊

イ　多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

㈠　大規模集客施設、ターミナル駅の爆破

㈡　列車の爆破

⑵　攻撃手段による分類

ア　多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

㈠　ダーティボム等の爆発による放射能の拡散

㈡　炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

(ｳ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

(ｴ) 水源地に対する毒素の混入

イ　破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

(ｱ) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

(ｲ) 弾道ミサイル等の飛来

第４　平素における措置等

１　道警察における平素の業務

(1) 警察本部及び方面本部

別表第１のとおりとする。

(2) 警察署

別表第２のとおりとする。

２　国民保護警備計画の策定

(1) 方面本部長及び警察署長は、国民保護警備活動を迅速かつ適切に行うため、管内の実情に即した、国民保護警備計画を策定するものとする。

(2) 方面本部長及び警察署長は、前事項により策定した国民保護警備計画については、常に管内の実情に即した内容となるよう必要な補正を行うとともに、策定・補正した国民保護警備計画は、警察本部長に報告（札幌方面の警察署長にあっては警備部長を、その他の方面の警察署長にあっては当該方面本部長を経由）するものとする。

３　情報の収集、提供に関する備え

(1) 情報収集体制の確立

警察本部長、方面本部長及び警察署長（以下「本部長等」という。）は、情報班をあらかじめ編成しておくとともに、保有する車両、ヘリコプター、船舶等あらゆる手段を活用した情報収集体制の確立に努めるものとする。

また、関係機関の保有する情報についても、その提供が得られるよう、平素から協力体制を構築しておくものとする。

(2) 情報収集システムの整備

警察本部長及び方面本部長（以下「本部長」という。）は、機動的な情報収集活動を行うことができるよう、平素からヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報収集システムの整備に努めるものとする。

(3) 情報提供への備え

本部長等は、情報の錯綜等による混乱を防止するため、広報担当者を指定するなど、被災情報及び国民保護措置の実施状況等について、正確かつ積極的な広報に努めるものとする。

４　警報等伝達に関する備え

本部長等は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態（以下「対象事態」という。）に伴う警報、緊急通報若しくは避難の指示の通知を受けた場合に、当該通知内容を住民に迅速かつ的確に伝達できる体制の確立に努めるものとし、市町村長が行う住民に対する警報等伝達が的確かつ迅速に行われるよう市町村との協力関係を構築するものとする。

5　避難誘導に関する備え

⑴　指定避難施設の把握

警察本部長は、北海道知事（以下「知事」という。）から提供された避難施設に関する情報を整理し、方面本部長及び警察署長と情報共有するとともに、警察署長は、対象事態に備え、管轄区域に所在する当該施設について、その実態を把握・整理しておくものとする。

⑵　代替輸送手段の確保

本部長等は、平素から、対象事態における避難住民及び緊急物資の運送のため確保すべき道路をあらかじめ把握するとともに、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と協議の上、代替輸送手段の確保に努めるものとする。

⑶　避難実施要領のパターン作成時の積極的な助言

警察署長は、市町村長が避難実施要領の基礎となるパターンを作成するにあたり、関係機関とともに緊密な意見交換を行い、迅速かつ的確な避難誘導のため積極的に助言するものとする。この場合においては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等（以下「要援護者」という。）に配意した避難の手段・方法を積極的に提言するものとする。

6　生活関連等施設の安全確保に関する備え

⑴　生活関連等施設の把握

警察本部長は、知事から提供された生活関連等施設に関する情報を整理し、方面本部長及び警察署長と情報共有するとともに、警察署長は、対象事態に備え、管轄区域に所在する当該施設について、その実態を把握・整理しておくものとする。

⑵　安全確保上の留意点の周知

本部長等は、平素から知事又は市町村長（以下「知事等」という。）と連携し、生活関連等施設の管理者に対して、当該施設の種類に応じた資機材の整備、巡回のあり方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を周知させるよう努めるものとする。

⑶　施設管理者に対する助言・支援

本部長等は、知事等若しくは生活関連等施設の管理者から当該施設の安全確保措置について支援の求めがあったとき、又は生活関連等施設周辺の状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要と認めるときは、当該施設の特性に応じた警備強化等、安全確保措置の実施に関し、必要な助言及び支援を行うものとする。

7　公共施設等の安全確保に関する備え

本部長等は、対象事態において、知事等から、これらの者が管理する公共施設等の警戒要請がなされることを考慮し、管轄区域に所在する当該施設の情報を把握、共有するとともに、警察署長は、その実態を把握・整理しておくものとする。

8　交通規制等に関する備え

⑴　緊急交通路確保のための措置

警察本部長は、対象事態における交通の混乱等を防止し、住民の避難路や緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センター運用計画を策定する。

⑵　交通管理体制及び交通管制施設の整備

警察本部長は、対象事態における広域交通管理体制を整備する。

⑶　緊急通行車両に係る確認手続

警察本部長は、対象事態において、北海道公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度を整備する。

⑷　道路管理者との連携

本部長等は、対象事態における交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるよう、平素から道路管理者と密接に連携する。

9　運転者がとるべき措置の周知徹底

本部長等は、関係機関と連携し、対象事態において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて住民への周知徹底に努めるものとする。

10　緊急対処事態への対処に関する備え

警察本部長は、緊急対処事態における攻撃の予防、鎮圧その他の措置を迅速かつ的確に実施し、当該事態を早期終結させるための体制の確立に努めるものとする。

11　教養・訓練

⑴　教養

本部長等は、職員に対し、本警備計画について周知徹底させるとともに、対象事態における初動措置要領及び資機材取扱要領、その他国民保護措置及び緊急対処保護措置を講じる上で必要な諸活動について教養を実施するものとする。

⑵　訓練

ア　本部長等は、対象事態において、直ちに、必要な活動を行うことができるよう、所属職員に対して装備資機材の取扱いを習熟させるとともに、実戦に即した訓練を実施するものとする。

イ　本部長等は、関係機関と合同で実施する国民保護訓練に職員を積極的に参加させるとともに、警備要員の非常招（参）集訓練等、警察独自の訓練を計画的に実施し、職員の対応能力の向上に努めるものとする。

12　非常通信体制の整備等

⑴　非常通信体制の整備

本部長等は、武力攻撃災害等の発生時においても通信が途絶することがないよう、北海道警察情報通信部及び各方面の情報通信部（以下「情報通信部」という。）と連携し、平素から非常用電源を確保するなど、非常通信体制の整備に努めるとともに、その定期点検を行うものとする。

⑵　予備システムの整備

本部長等は、武力攻撃災害等の発生により情報管理機能に支障を来した場合において、速やかに回復させるため、平素から警察本部情報管理課、情報通信部と連携し、システム構成の二重化、重要データのバックアップに努めるものとする。

13　警察施設の点検、整備

本部長等及び警察学校長は、警察署等の警察施設が、対象事態において応急対策の拠点となることから、平素から施設の点検、整備に努めるとともに、当該施設が被災した場合に備え、代替施設の確保について検討しておくものとする。

14　装備・資機材の点検、整備

本部長等は、対象事態における迅速かつ的確な救出・救助及び武力攻撃災害等への対処等のため、及び緊急対処事態への対処に的確に対応し、当該事態の早期終結を果たすため、必要な装備資機材等の点検、整備に努めるものとする。

15　物資の備蓄等

本部長等は、対象事態に備え、部隊活動等に必要な食料、飲料水、燃料、電池等の備蓄及び調達体制の整備に努めるものとする。

第５　対象事態における体制の確立

１　北海道警察国民保護警備本部等の設置

⑴　北海道警察国民保護警備本部の設置

警察本部長は、政府が事態認定した場合において、対象地域に北海道が含まれているときなど、必要があると認めたときは、警察本部長を長とする北海道警察国民保護警備本部（以下「道警察警備本部」という。）を設置し、警備諸対策の指揮等にあたるものとする。

⑵　方面国民保護警備本部の設置

方面本部長は、政府が事態認定した場合において、対象地域に当該方面管内が含まれているときなど、必要があると認めたときは、警察本部長と協議の上、当該方面本部長を長とする方面国民保護警備本部（以下「方面警備本部」という。）を設置し、警備諸対策の指揮等にあたるものとする。

⑶　警察署国民保護警備本部の設置

警察署長は、政府が事態認定した場合において、対象地域に管内市町村が含まれているときなど、必要があると認めたときは、警察本部長又は方面本部長と協議の上、当該警察署長を長とする警察署国民保護警備本部（以下「署警備本部」という。）を設置し、警備諸対策を推進するものとする。

⑷　警備本部の要員

道警察警備本部及び方面警備本部の要員は、警察本部（方面本部）に勤務する警察職員及び情報通信部職員をもって編成するものとする。

⑸　北海道警察国民保護警備本部等の編成

道警察警備本部、方面警備本部及び署警備本部（以下「道警察警備本部等」という。）の編成に関して、道警察警備本部の編成は別表第３のとおりとし、方面警備本部の編成は、道警察警備本部の編成に準じて定めるものとする。

また、署警備本部の編成は、当該警察署の実情に即して定めるものとする。

⑹　警備本部の設置に関する報告

方面本部長及び警察署長は、方面警備本部及び署警備本部を設置したときは、設置日時、名称、編成等の必要事項を警察本部長に報告（札幌方面の警察署長にあっては警備部長を、その他の方面の警察署長にあっては当該方面本部長を経由）する

ものとする。

⑺　現場指揮体制の強化及び現地調整所での連携

本部長は、対象事態が発生した場合において、被害の状況により必要と認めたときは、幹部警察官を現地の署警備本部に派遣するなどして、指揮体制の強化を図るものとする。

また、被害発生現場付近に北海道、市町村等による現地調整所が設置されたときは、速やかに現場責任者等の幹部を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整等を行うものとする。

2　職員の招（参）集

⑴　招集

本部長等及び警察学校長は、政府が事態認定した場合など、必要があると認めたときは、当該職員の非常招集を発令するものとする。

⑵　自主参集

道警察警備本部等の要員は、管轄区域における対象事態を認知したときは、直ちに自主参集するものとする。

3　初動活動

対象事態発生時において、政府の事態認定がない場合は重大事案として立ち上がり、事案に即応した組織的かつ効率的な初動警察活動を行うものとする。

4　関係機関との連携

⑴　北海道との連携

ア　警察本部長は、北海道に緊急事態連絡室又は国民保護対策本部若しくは緊急対処事態対策本部が設置されたときは、警察官を派遣するなどして、関係機関との情報共有にあたるものとする。

イ　方面本部長は、管内の総合振興局又は振興局に緊急事態連絡室又は国民保護対策地方本部若しくは緊急対処事態対策地方本部が設置されたときは、警察官を派遣するなどして、関係機関との情報共有にあたるものとする。

⑵　関係市町村との連携

警察署長は、管内の市町村に緊急事態連絡室又は国民保護対策本部若しくは緊急対処事態対策本部が設置されたときは、警察官を派遣するなどして、関係機関との情報共有にあたるものとし、把握した情報を警察本部長に報告（札幌方面の警察署長にあっては警備部長を、その他の方面の警察署長にあっては当該方面本部長を経由）するものとする。

⑶　現地調整所における連携

本部長等は、武力攻撃災害等が発生した場合において、災害発生現場付近に北海道、市町村、消防機関等による現地調整所が設置されたときは、速やかに現場責任者等の幹部を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整等を行うものとする。

第６　対象事態における措置

1　情報収集等に関する措置（別表第４参照）

⑴　兆候の把握等

本部長等は、対象事態等の兆候を認知したときは、直ちに、関係機関からの関連情報の収集に努めるとともに、情報班を現場に派遣するなどして、当該兆候に対する事実確認を行うものとする。この場合において、把握した情報は、道警察本部を通じて、直ちに、警察庁に報告するものとする。

⑵　被災情報等の収集

ア　本部長等は、被災情報等を収集するに当たっては、あらかじめ編成していた情報班のほか、交番、駐在所、パトカー等の勤務員及びヘリコプター、船舶等の効果的活用による情報収集活動に努めるとともに、関係機関が保有する情報を収集するなど、漏れのないよう努めるものとする。

イ　本部長は、ＮＢＣテロ等のおそれがある場合において、部隊員に防護服を着用させるなどの安全措置を講じた上で情報収集等にあたらせるとともに、状況に応じて機能別部隊を派遣するものとする。

ウ　警察署長は、ＮＢＣテロ等のおそれがある場合において、部隊員に防護服を着用させるなどの安全措置を講じた上で情報収集等にあたらせるとともに、速やかに本部長に機能別部隊の派遣を要請するものとする。

エ　警察本部長は、弾道ミサイルが着弾した場合において、自衛隊等と連携し、上空から着弾地点及び周囲の被害状況について情報収集するとともに、放射性物質、化学剤等の飛散の兆候を確認するものとする。

オ　警察本部長は、把握した情報を速やかに警察庁に報告するほか、知事に連絡するものとする。

また、方面本部長及び警察署長は、把握した情報を速やかに警察本部長に報告（札幌方面の警察署長にあっては警備部長を、その他の方面の警察署長にあっては当該方面本部長を経由）するものとする。

⑶　安否情報の入手、提供

ア　安否情報を入手した場合

警察署長は、安否情報を入手した場合においては、原則として安否情報収集報告書（別記第１号様式）により、警察本部長に報告（札幌方面の警察署長にあっては警備部長を、その他の方面の警察署長にあっては当該方面本部長を経由）するものとする。

イ　知事からの照会に対する情報提供

警察本部長は、知事からの照会があったときは、報告を受けた安否情報をとりまとめ、原則としてファックスにより、速やかに提供するなど、知事が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

ウ　市町村長が実施する情報収集に対する協力

武力攻撃災害等により負傷し、又は死亡した住民が現に所在する市町村を管轄する警察署長は、当該市町村長からの照会への対応を通じて、市町村長が実施する安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

エ　安否情報提供時の配意事項

安否情報の提供に際しては、個人情報の保護に十分配意するものとする。

⑷　警備部隊活動のための情報収集

本部長等は、自衛隊及び海上保安庁等の関係機関との情報交換を密にし、対象事態の規模、推移等、警備部隊の活動等に参考となる情報収集に努めるものとする。

2　警報及び緊急通報に関する措置（別表第５参照）

⑴　警報の伝達

ア　警察本部長は、警察庁又は知事から武力攻撃事態等に伴う警報の通知を受けたときは、直ちに、警察無線による一斉指令等により、関係する方面本部長及び警察署長に通知するものとする。

イ　当該通知を受けた本部長等は、市町村職員等と協力し、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器や標示を活用するなど、保有するあらゆる手段を活用して、住民に対し、警報の内容を迅速かつ的確に伝達するよう努めるものとする。その場合、警察署長は、市町村長と伝達区域の調整を行うなど、迅速かつ的確な伝達に努めること。

⑵　緊急通報の伝達

ア　警察本部長は、知事から緊急通報を発令した旨の通知を受けたときは、直ちに、警察無線による一斉指令等により、関係する方面本部長及び警察署長に通知するものとする。

イ　当該通知を受けた本部長等は、市町村職員等と協力し、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器や標示を活用するなど、保有するあらゆる手段を活用して、住民に対し、緊急通報の内容を迅速かつ的確に伝達するよう努めるものとする。その場合、警察署長は、市町村長と伝達区域の調整を行うなど、迅速かつ的確な伝達に努めること。

ウ　警察本部長は、緊急通報発令の通知を受けたときは、当該通知内容を速やかに警察庁に報告するものとする。

⑶　解除の伝達

本部長等は、警報及び緊急通報の解除通知を受けたときは、それぞれの通知を受けたときと同様の伝達を行うものとする。

3　避難誘導に関する措置（別表第６参照）

⑴　避難の指示の伝達

ア　警察本部長は、警察庁又は知事から避難の指示の通知を受けたときは、直ちに、警察無線による一斉指令等により、関係する方面本部長及び警察署長に通知するものとする。

イ　当該通知を受けた本部長等は、市町村職員等と協力し、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器や標示を活用するなど、保有するあらゆる手段を活用して、住民に対し、避難の指示の内容を迅速かつ的確に伝達するよう努めるものとする。その場合、警察署長は、市町村長と伝達区域の調整を行うなど、迅速かつ的確な伝達に努めること。

ウ　警察本部長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、当該通知内容を速やかに警察庁に報告するものとする。

エ　本部長等は、避難の指示の解除通知を受けたときは、避難の指示の通知を受けたときと同様の伝達を行うとともに、警察本部長は、当該通知内容を速やかに警察庁に報告するものとする。

(2)　避難経路の選定等に関する調整

ア　本部長等は、知事又は市町村長が、地域の交通事情等を勘案し、自家用自動車を交通手段として示す場合には、積極的に意見を述べるものとする。

イ　警察本部長は、知事と連携し、国の対策本部長が武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）の規定に基づき、港湾施設、飛行場施設、道路等の利用に関する指針を定めるに当たっては、必要な意見を述べるものとする。

ウ　警察本部長は、北海道の区域を越える避難の場合において、知事が行う関係都府県知事との避難住民の受け入れ、移動時の支援等に関する協議に、必要に応じて参加するものとする。

(3)　住民の避難誘導

ア　本部長等は、市町村長若しくは知事からの要請があったとき、又は警察官自ら必要と認めたときは、避難住民の誘導を行うものとする。この場合においては、地方公共団体、海上保安庁、自衛隊等と連携し、可能な限り自治会、町内会又は学校、事業所単位による誘導に努めるものとする。

なお、避難誘導に際しては、要援護者を優先した避難誘導に努めるものとする。

イ　警察官は、避難誘導に当たり、混雑等から生ずる危険を未然に防止するため必要があるときは、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他の関係者に対し、必要な警告若しくは指示を行うものとする。特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去等、必要な措置を講ずること。

ウ　本部長等は、病院、障がい者福祉施設等、自力で避難することが困難な者が滞在している施設で、当該施設の管理者及び市町村職員だけでは十分な輸送手段を確保することができないときは、必要により輸送支援を行うものとする。

(4)　被留置者の避難措置

警察本部留置管理課長及び警察署長は、警察署等に留置されている被留置者を移送するに当たっては、移送先を選定し、護送体制を確立した上で被留置者の避難誘導を適切に行うものとする。この場合においては、次に掲げる事項に留意すること。

ア　被留置者の不安及び混乱の防止

(ｱ)　被留置者の不安を除去し、混乱を防止するため、被留置者に対し、適宜情報を伝えるほか、留置施設に危険が切迫した場合は、避難措置を告げるとともに、看守者を増強配置すること。

(ｲ)　武力攻撃災害等の発生時には、速やかに、次の事項を警察本部長（札幌方面の警察署長にあっては警察本部留置管理課長、その他の方面の警察署長にあっては当該方面本部の主管課長を経由）に報告すること。

a　被留置者及び看守者の負傷状況

b　留置施設の被害状況

c　初期的措置の概要及び留置を継続する被留置者数

イ　被留置者の避難措置

(ｱ)　被留置者を避難させる必要があるときは、機を失することなく、あらかじめ選定した移送先に避難誘導すること。

(ｲ)　武力攻撃災害等の状況により、あらかじめ選定した移送先への避難が困難なとき、若しくは適さないとき、又は更に他の移送先に移す必要があるときは、あらかじめ定めた選定順位に従って避難措置を講ずること。

ウ　被留置者の解放措置

被留置者の生命及び安全を確保するため、他に手段がないと認められる場合には、「被留置者解放告知書」に出頭場所を記載し、被留置者へ交付した上で一時解放すること。

エ　避難が長期化する場合の措置

被留置者の避難が長期化する場合は、被留置者数、日課時限の確保状況、看守勤務員等の勤務状況等を勘案して調整を行うとともに、検察庁と連絡を取り、移送指揮書の発付を求めること。

オ　避難等の報告及び連絡

被留置者を避難させ、又は一時解放した場合は、警察本部長に速やかに報告するとともに、状況に応じ、事前又は事後に検察庁、裁判所等の関係機関に連絡すること。

(5)　事態類型に応じた留意事項

警察官は、事態類型に応じ、次に掲げる要領により避難誘導を行うものとする。

ア　弾道ミサイルによる攻撃の場合

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、可能な限り近傍のコンクリート造りなどの堅牢な施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させること。

イ　急襲的な航空攻撃の場合

前項の弾道ミサイルの場合と同様の対応をとること。

ウ　ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に避難させること。

エ　ＮＢＣ攻撃が疑われる場合

(ｱ)　避難誘導する者は、防護服を着用するなど安全を図るための措置を講じるとともに、風下方向を避け、皮膚の露出を極力抑えるなどに留意して避難の指示を行うこと。

(ｲ)　避難措置の指示に際しては、攻撃の特性に応じた指示を行うこととしているが、住民に何ら防護手段なく移動するよりも、外気と接触の少ない場所に留ま

る方がより安全と認められたときは、屋内に避難させること。

(ｳ) 核攻撃等の場合

核爆発に伴う熱線爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、堅牢な建物、地下施設等に避難し、その後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させること。

また、上記の直接被害は受けないものの、放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域についても、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させること。

(ｴ) 化学剤による攻撃又はそのおそれがある場合

化学剤による攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋、又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難させること。

(ｵ) 生物剤による攻撃又はそのおそれがある場合

生物剤による攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋、又は感染のおそれのない安全な地域に避難させること。

(6) 避難所等における安全確保等

ア 本部長等は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗事案、救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、市町村職員や施設管理者等と連携し、被災地やその周辺（海上を含む。）におけるパトロール強化、避難所等の定期的巡回を行い、犯罪の予防と住民の安全確保に努めるものとする。

イ 警察署長は、市町村長、地域の自主防犯組織等と連携し、安全確保に関する情報交換のほか、住民からの相談への対応を通じて不安の軽減に努めるものとする。

4 被災者の捜索及び救出に関する措置（別表第７参照）

(1) 捜索及び救出

ア 本部長は、把握した被災情報等に基づき、迅速に警察災害派遣隊、機動隊、警備隊等の警備部隊を現場に投入し、地方公共団体、海上保安庁、自衛隊等と連携した円滑な捜索・救出活動に努めるものとする。

イ 本部長等は、医師、看護師等で構成する救護班の緊急輸送、又は傷病者の搬送について協力を求められた場合は、パトカーによる先導、緊急通行車両標章の交付等、特段の配慮を行うものとする。

(2) 援助の要請

警察本部長は、把握した被災情報等に基づき、迅速に警備部隊等を出動させるとともに、被害が大規模な場合においては、北海道公安委員会を通じ、警察庁又は他の都府県警察に対して警察災害派遣隊等の援助要請を行うものとする。

5 生活関連等施設の安全確保に関する措置（別表第８参照）

(1) 立入制限区域を指定した際の措置

ア 警察官は、北海道公安委員会が、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域に

立入制限区域を指定したときは、可能な限りロープ等によりその区域を明示するとともに、標示等によりその範囲、期間等を明らかにするよう努めるものとする。

イ　警察官は、立入制限区域においては、特に生活関連等施設の管理者の許可を得た者以外の者に対し、当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

⑵　施設管理者からの支援要請への対応

本部長等は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったとき、又は自ら必要と認めるときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供及び警察官の派遣等、必要な支援を行うよう努めるものとする。

⑶　警戒警備の強化

本部長等は、必要があると認めるときは、生活関連等施設の管理者等と連携し、当該施設に対する警備強化等を実施するものとする。

6　武力攻撃災害等への対処に関する措置（別表第９参照）

⑴　事前措置

警察署長は、武力攻撃災害等が発生するおそれがある場合において、市町村長又は知事からの要請を受けたときは、これを拡大させるおそれがあると認められる火薬庫、危険物貯蔵施設等の設備又は危険物、毒劇物等の物件の占有者、所有者若しくは管理者に対し、武力攻撃災害等の拡大を防止するため、必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安、その他必要な措置を講ずるよう指示するものとする。この場合において、当該指示をした警察署長は、直ちに、その旨を市町村長に通知するものとする。

⑵　退避の指示

警察官は、武力攻撃災害等から住民の生命、身体若しくは財産を保護するため、又は当該武力攻撃災害等の拡大を防止するため、特に必要があると認められる場合において、市町村長若しくは知事からの要請又はこれらの者からの要請を待ついとまがないと認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をするものとする。この場合において、当該指示をした警察官は、直ちに、その旨を市町村長に通知するものとする。

⑶　緊急時の応急措置

警察官は、武力攻撃災害等への対処に関する措置を講ずるため、緊急の必要があると認められる場合において、知事若しくは当該区域を管轄する市町村長からの要請、又はこれらの者からの要請を待ついとまがないと認めるときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。この場合において、当該措置を講じた警察官は、直ちに、その旨を市町村長に通知するものとする。

ア　他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木、その他の物件の使用、若しくは収用

イ　武力攻撃災害等を受けた現場の工作物、又は物件で措置の実施上支障となるものの除去、その他必要な措置（工作物等を除去したときは、当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長が保管する。）

⑷　警戒区域の設定

ア　警察官は、武力攻撃災害等から住民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められる場合において、市町村長若しくは知事からの要請又はこれらの者による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立入制限等の措置を行うものとする。この場合において、当該警察官は、直ちに、その旨を市町村長に通知するものとする。

イ　警察官は、警戒区域を設定したときは、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。

なお、警戒区域の設定、変更若しくは解除にあたっては、市町村職員等と連携し、住民への広報、周知に努めるものとする。

⑸　武力攻撃原子力災害時の措置

ア　警察本部長及び警察署長は、武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として「北海道地域防災計画（原子力防災計画編）」等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとする。

イ　警察本部長及び警察署長は、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に国及び道等の現地対策本部が設置され、武力攻撃原子力災害合同対策協議会が組織されたときは、積極的に協議等に参画し、住民の避難誘導、交通規制及び立入禁止等の措置を行うものとする。

ウ　警察本部長及び警察署長は、武力攻撃原子力災害が発生し、又は発生するおそれが認められたときは、防護対策地区及び警戒区域内の警備を強化し、原子力発電所施設の安全確保に努めるものとする。

エ　警察本部長及び警察署長は、原子炉の運転停止措置が決定されたときは、原子力事業者と密接に連携し、施設及び運転要員の安全確保に努めるものとする。

⑹　ＮＢＣ攻撃による災害時の措置

ア　警察本部長は、ＮＢＣ攻撃による災害に際して、知事から汚染拡大防止のための措置について協力を要請されたときは、知事及び市町村長と調整の上、放射性物質等により汚染された疑いのある物件の廃棄や汚染された疑いのある建物の封鎖等必要な措置を講ずるものとする。

イ　本部長等は、ＮＢＣ攻撃による汚染が生じたときは、防護服の着用、ワクチン接種、被爆線量の管理等、職員の安全を図るための措置を講じたうえで、迅速に避難誘導、救助・救急活動、汚染範囲の特定等を行うものとし、特に化学剤による汚染の場合には、除染装備を有する消防職員及び自衛隊員と任務分担のうえ、被災者及び被災地域等に対する除染活動に努めるものとする。この場合において、化学剤、生物剤による攻撃の場合には、科学警察研究所と連携し、汚染物質の検知を行うものとする。

ウ　警察官は、ＮＢＣ攻撃による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長若しくは知事からの要請又はこれらの者による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立入制限等の措置を行うものとする。この場合において、当該警察官は、直ちに、

その旨を市町村長に通知するものとする。

7　死体の捜索及び処理に関する措置

⑴　捜索

ア　本部長等は、死体の捜索に当たっては、地方公共団体、消防機関、自衛隊及び海上保安庁等と捜索区域等について調整を行うとともに、区域又は建物単位で部隊を指定するなど、漏れのない捜索を徹底するものとする。この場合、保有する資機材等を効果的に活用するなどして、迅速かつ的確に実施するものとする。

イ　水中における死者の捜索、収容等を行うため必要があると認めるときは、機動隊、航空隊の派遣要請を行うこと。

また、消防、第一管区海上保安本部等関係機関にも応援要請を行うこと。

⑵　身元確認等

ア　多数死体に係る検視活動に際しては、「北海道警察多数死体検死活動要領の制定について」（平16．12．24道本捜１第2106号）に基づき、事前措置及び発生時の措置を講ずるとともに、遺族等の精神的負担の軽減を図るため、適切な被災者・遺族者支援の措置を講ずること。

イ　検視に当たっては、北海道、市町村等と連携し、検視要員及び見分場所等を確保するとともに、医師等との連携に配意した迅速かつ的確な検視、身元の確認及び遺族等への遺体の引渡しに努めること。

また、死体が既に病院等の医療施設に収容されている場合については、当該医療施設に警察官を確実に派遣し、未検視の防止に努めること。

ウ　死体の身元確認及び遺族等への遺体の引渡しなどについては、北海道、市町村等と協力し、身元不明者の身体特徴、血液型、指紋等の資料による身元確認を徹底するものとする。

エ　検視時の留意事項

(ｱ)　死者に対する礼を失しないように、丁重な取扱いをすること。

(ｲ)　死者の身元確認のため、逐次、死体安置所、避難施設等に資料を掲示し、広報を徹底すること。

(ｳ)　捜索の結果、武力攻撃災害等の発生時に死亡した者で社会混乱等のため、その遺族が処置を行えない場合又は遺族がいない場合においては、知事又は市町村長に対し、死体の一時保存等を要請すること。

(ｴ)　身元の判明した遺体は、検視終了後、地方公共団体及び医療機関等と連携し、速やかに遺族等に対して引渡し措置をとること。

(ｵ)　身元不明の遺体については、写真の撮影、指掌紋、ＤＮＡ型資料の採取その他身元の確認ができる資料を確保した後、市町村長に引き渡すこと。

⑶　知事への通知

死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡しなど行ったときは、警察本部長を通じて知事に通知するものとする。

8　交通規制に関する措置（別表第10参照）

本部長等は、対象事態において国民保護措置が的確かつ円滑に行われるよう、「大

規模災害に伴う交通規制実施要領の制定について」（平24．11．１道本交規第1917号）に基づき、交通対策を行うものとする。

⑴　交通状況の把握

本部長等は、対象事態において、現場警察官等からの危険箇所・障害箇所の情報に加え、ヘリコプター、パトカー、オフロードバイク及び交通管制センターの交通監視カメラ・車両感知器等の保有する手段を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

また、道路管理者等関係機関とも連携し、幅広く効率的に交通情報を収集するものとする。

⑵　交通規制の実施

ア　本部長等は、対象事態において、住民の避難及び緊急物資の運送経路を確保するため、国民保護法に基づき、一般車両の通行を禁止し、又は制限するなどの交通規制を行い、緊急交通路の確保に当たるものとする。この場合、周辺市町村からの車両の流入を抑制する必要があると認めるときは、近隣の警察署長と協力して周辺地域を含めた広域的な交通規制（迂回路の設定や通行禁止等）を実施するものとする。

イ　緊急交通路の周辺規制を補完し、又は迂回路への誘導、車線分離等を行うため、道路標識、交通情報板、セフティコーン及び柵等の装備資機材を効果的に活用するものとする。

ウ　本部長等は、対象事態において交通規制を行ったときは、その区間、区域及び迂回路等について、交通管制システム（交通情報板、路側通信等）、公益財団法人日本道路交通情報センター並びにテレビ、ラジオ等のマスコミを活用するほか、道路管理者等の関係機関と連携を図り、道路情報板、自治体等の広報車両等のあらゆる広報手段を活用し、住民及び運転者等に周知徹底を図るものとする。

⑶　緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、国民保護法施行令に基づく所要の確認手続を行い、標章を交付すること。

なお、対象となる緊急通行車両は、国民の保護のための措置に従事する者又は国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送、その他の国民の保護のための措置を実施するため運転中の以下の車両となる。

ア　警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置

イ　施設及び設備の応急の復旧に関する措置

ウ　保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

エ　輸送及び通信に関する措置

オ　国民の生活の安定に関する措置

カ　被害の復旧に関する措置

⑷　緊急交通路確保のための権限等

ア　警察官の措置命令

緊急交通路を確保するために必要がある場合は、国民保護法に基づき、車両そ

の他の物件の所有者等に移動及び撤去等の措置を命じること。

イ　警察官の措置

措置命令に従わなかった場合又は所有者等が現場にいないために措置命令をすることができなかった場合は、国民保護法に基づき、警察官自ら車両その他の物件の移動及び撤去等の措置を講ずること。この場合において、警察官は当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ　国民保護警備本部等への報告

警察官が自らとった措置については、速やかに国民保護警備本部等に報告すること。

エ　関係機関への支援

関係機関等から要請等があった場合、警察車両による緊急通行車両の先導を行うこと。

9　広報活動

⑴　被災地住民の不安を払拭し、混乱の発生を防止するとともに、適切な警察活動を推進するため、当該住民に対し情勢に関する正確な情報を提供するとともに、避難路及び避難場所への誘導、車両運行の自粛、交通規制に対する協力要請、危険防止の措置等の広報を徹底するものとする。

⑵　被災住民に対し、食料、水等の配給所、診療可能な病院、道路の損壊状況及び迂回路、交通機関の運行状況等の生活関連情報について提供するものとする。

⑶　安否情報の取扱いについては、第６の１の⑶の事項に記載のとおりとする。

10　通信の確保

本部長等は、武力攻撃災害等の発生直後から通信を確保するため、情報通信部と連携し、警察通信施設の被災状況等を速やかに把握し、被災箇所の修理又は代替措置により機能の回復を図るものとする。

11　ボランティア団体等との連携

⑴　防災ボランティアとの連携

本部長等は、防災ボランティアとの連携を図り、被災地域等における各種犯罪及び事故の未然防止又は被災住民等の不安の解消を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう適切な情報提供を行うなど、必要な支援等を行うものとする。

⑵　海外からの受入れ

警察本部長は、警察庁から「海外からの支援の連絡」を受けた場合には、当該支援活動が円滑に行われるよう北海道及び市町村等の関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずるものとする。

12　緊急対処事態への対処における措置（別表第11参照）

警察本部長は、緊急対処事態においては、機動隊のほか、必要に応じて機能別部隊等を現場に投入し、当該事態における攻撃の予防、鎮圧その他の措置を迅速かつ的確に実施し、当該事態の早期終結に努めるものとする。

第７　特殊標章等の交付及び管理

本部長等は、武力攻撃事態等においては、「北海道警察特殊標章等の交付等に関する要綱の制定について」（平19．２．26道本備第304号）に従い、警察職員及びその国民保護措置に協力する者等に対し、国民保護法第158条第１項の特殊標章及び身分証明書を交付し、使用させるものとする。

第８　警察施設の応急復旧

本部長等は、武力攻撃災害等の発生後できる限り速やかに、自らの所管する施設及び設備の点検を実施して、警察本部長（札幌方面の警察署長にあっては警察本部施設課長、その他の方面の警察署長にあっては当該方面本部の主管課長を経由）に対し、警察施設の被害状況及び応急措置について報告するとともに、被害の拡大防止及び応急の復旧を行うものとする。

第９　後方支援等

１　被災職員対策

所属長は、所属職員又はその家族（以下「職員等」という。）が被災した場合は、職員等の被害調査を行うものとする。

２　補給、宿舎等の措置

警備部隊員等に対する補給及び宿舎等は、原則として道警察警備本部等の総務班において対応し、道外からの応援部隊員に対する当該計画は、道警察警備本部において策定するものとする。

３　警備要員の救護措置等

⑴　救護措置

各部隊の指揮官は、警備要員に治療が必要と認められる救護事案が発生した場合は、速やかに医師の派遣要請等の必要な救護措置を講ずるものとする。

⑵　健康指導

本部長等は、必要に応じ、保健師の巡回による健康指導及び救急医薬品の支給を行うなど、警備要員の健康の保持に努めるものとする。

第10　武力攻撃災害等に伴う被害状況の報告等

１　報告

武力攻撃災害等に伴う被害状況については、次項に示す様式により報告すること。ただし、被害状況については、攻撃の手段及びパターンなどによって多種多様にわたり特定することが困難であることから、必要に応じて別途指示する内容の報告を求めることがある。

２　報告様式

武力攻撃災害等の発生時において、警察署が本部に報告する様式は、被災情報報告書（別記第２号様式）により行うものとする。

別表第１（第４の１の(1)の事項関係）

## 警察本部及び方面本部における平素の業務

| | 平素の業務 |
|---|---|
| 総務部 | (1)　広報及び広聴体制の確立に関すること<br>(2)　報道対応のための体制の確立に関すること<br>(3)　警察施設の点検、整備に関すること<br>(4)　警察車両・警察装備の点検、整備に関すること<br>(5)　情報管理システムの点検、整備に関すること<br>(6)　留置施設の点検、整備及び被留置者の避難体制の確立に関すること<br>(7)　その他総務部が所掌すべきこと |
| 警務部 | (1)　犯罪被害者等の支援のための体制の確立に関すること<br>(2)　通訳体制の確立に関すること<br>(3)　その他警務部が所掌すべきこと |
| 生活安全部 | (1)　防犯団体等との連携及び協力に関すること<br>(2)　銃砲、火薬類及び危険物対策に関すること<br>(3)　生活関連等施設の安全確保支援に関すること<br>(4)　安否情報の収集・整理体制の確立に関すること<br>(5)　その他生活安全部が所掌すべきこと |
| 地域部 | (1)　自動車警ら隊、航空隊、鉄道警察隊及び警察用船舶の総合運用に関すること<br>(2)　交番、駐在所及び警ら用無線自動車の運用に関すること<br>(3)　警戒活動に関すること<br>(4)　警察通信の運用及び統制に関すること<br>(5)　その他地域部が所掌すべきこと |
| 刑事部 | (1)　犯罪の捜査に関すること<br>(2)　検視、身元確認、その他遺体の処理体制の確立に関すること<br>(3)　その他刑事部が所掌すべきこと |
| 交通部 | (1)　交通情報の収集、提供及び広報体制の確立に関すること<br>(2)　交通規制及び交通管制計画の策定に関すること<br>(3)　緊急通行車両の確認手続に関すること<br>(4)　道路管理者等との連携及び協力に関すること<br>(5)　その他交通部が所掌すべきこと |
| 警備部 | (1)　国民保護警備計画に関すること<br>(2)　道警察国民保護警備本部の設置、運営に関すること<br>(3)　警察庁及び関係機関との連絡・調整に関すること<br>(4)　基礎資料の整備に関すること<br>(5)　避難実施要領のパターン策定への支援に関すること<br>(6)　生活関連等施設の安全確保支援に関すること<br>(7)　教養･訓練に関すること<br>(8)　その他各部の所掌事務に属さないこと |
| 情報通信部 | (1)　非常通信体制の整備に関すること<br>(2)　その他情報通信部が所掌すべきこと |

※　方面本部にあっては、警察本部に準じた業務を行うものとする。

別表第２（第４の１の(2)の事項関係）

# 警　察　署　に　お　け　る　平　素　の　業　務

| | 平　素　の　業　務 |
|---|---|
| 警務･会計課（係） | (1)　広報体制の確立に関すること<br>(2)　報道対応のための体制の確立に関すること<br>(3)　警察施設の点検、整備に関すること<br>(4)　警察車両・警察装備の点検、整備に関すること<br>(5)　留置施設の点検、整備及び被留置者の避難体制の確立に関すること<br>(6)　犯罪被害者等の支援のための体制の確立に関すること<br>(7)　その他警務・会計課（係）が所掌すべきこと |
| 生活安全課（係） | (1)　防犯団体等との連携及び協力に関すること<br>(2)　銃砲、火薬類及び危険物対策に関すること<br>(3)　生活関連等施設の安全確保支援に関すること<br>(4)　安否情報の収集・整理体制の確立に関すること<br>(5)　その他生活安全課（係）が所掌すべきこと |
| 地域課（係） | (1)　交番、駐在所及び警ら用無線自動車の運用に関すること<br>(2)　警戒活動に関すること<br>(3)　地域実態の掌握に関すること<br>(4)　警察用船舶の運用に関すること<br>(5)　その他地域課(係）が所掌すべきこと |
| 刑事課（係） | (1)　犯罪の捜査に関すること<br>(2)　検視、身元確認、その他遺体の処理体制の確立に関すること<br>(3)　その他刑事課(係）が所掌すべきこと |
| 交通課（係） | (1)　交通情報の収集、提供及び広報体制の確立に関すること<br>(2)　交通管制計画の策定に関すること<br>(3)　緊急通行車両の確認手続に関すること<br>(4)　道路管理者等との連携及び協力に関すること<br>(5)　その他交通課(係）が所掌すべきこと |
| 警備課（係） | (1)　国民保護警備計画に関すること<br>(2)　警察署国民保護警備本部の設置、運営に関すること<br>(3)　警察本部、方面本部及び関係機関との連絡・調整に関すること<br>(4)　基礎資料の収集整備に関すること<br>(5)　避難実施要領のパターン策定への支援に関すること<br>(6)　生活関連等施設の安全確保支援に関すること<br>(7)　教養･訓練に関すること<br>(8)　その他各課（係）の所掌事務に属さないこと |

別表第３（第５の１の⑸の事項関係）

# 北海道警察国民保護警備本部編成表

１９４人体制

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 本部長 | | | 警察本部長 | | | |
| 副本部長 | | | 警備部長 | | | |
| 幕僚 | | | 総務部長　警務部長　生活安全部長　地域部長　刑事部長<br>交通部長　警察学校長　情報通信部長 | | | |
| 班別 | | 班長 | 副班長 | 事務対応者 | 班員 | 任務 |
| 総括班 | | 警備部参事官<br>兼<br>公安第一課長 | 警備課長 | 警備課次席 | 10 | ○ 事案の総括に関すること。<br>○ 関係機関との連絡・調整に関すること。<br>○ 各班との調整に関すること。<br>○ 対策本部の庶務に関すること。<br>○ 警察庁に対する連絡・調整に関すること。 |
| 情報班 | | | 警備部参事官<br>兼<br>公安第一課長<br>公安第三課長 | 警備部管理官<br>公安第三課次席 | 10 | ○ 情報班の運用に関すること。<br>○ 各種情報の収集及び記録に関すること。<br>○ 安否情報の収集及び提供に関すること。<br>○ 各課の事件捜査に関すること。<br>○ 被害の集約に関すること。 |
| 警備班 | 実施 | | 警備課長 | 警備課指導官 | 5 | ○ 特別派遣部隊の受入れに関すること。<br>○ 警備部隊の編成及び運用に関すること。 |
| | 警衛<br>警護 | | 公安第二課長 | 公安第二課次席 | 5 | ○ 警衛・警護に関すること。 |
| | 特命 | | 外事課長 | 外事課次席 | 8 | ○ 外事事件捜査に関すること。<br>○ その他特命事項に関すること。 |
| 総務班 | 総務 | 総務部参事官<br>兼<br>総務課長 | 総務部参事官兼<br>総務課長 | 総務部管理官<br>（総括） | 2 | ○ 総務班の総括に関すること。<br>○ 公安委員会の庶務・報告に関すること。 |
| | 警察相談 | | 警察相談課長 | 警察相談課次席 | 2 | ○ 警察相談に関すること。 |
| | 広報 | | 広報課長 | 広報課次席 | 3 | ○ 広報及び広聴活動に関すること。<br>○ 報道対応に関すること。 |
| | 宿舎<br>補給 | | 会計課長<br>施設課長 | 総務部管理官<br>（総括）<br>施設課次席 | 5 | ○ 部隊宿舎・給食に関すること。<br>○ 警察施設の被害調査、復旧に関すること。 |
| | 装備 | | 装備課長 | 装備課次席 | 5 | ○ 警察装備に関すること。<br>○ 警察車両の管理運用に関すること。<br>○ 機動装備隊の運用に関すること。 |
| | 情報管理 | | 情報管理課長 | 情報管理課次席 | 1 | ○ 情報管理に関すること。 |
| | 留置管理 | | 留置管理課長 | 留置管理課次席 | 2 | ○ 被留置者の避難に関すること。 |
| 警務班 | 警務 | 警務部参事官<br>兼<br>警務課長 | 警務部理事官<br>兼<br>札幌市警察部企画課長<br>犯罪被害者支援室長 | 警務部総合企画官<br>兼<br>札幌市警察部企画課次席<br>犯罪被害者支援室長 | 4 | ○ 警察組織の総合調整に関すること。<br>○ 警務班の総括に関すること。<br>○ 犯罪被害者の支援に関すること。 |
| | 救護 | | 厚生課長 | 厚生課次席 | 2 | ○ 警察部隊の健康管理に関すること。<br>○ 傷病者の救護に関すること。 |
| | 監察 | 警務部参事官<br>兼 | 警務部監察官 | 監察官室訟務官 | 3 | ○ 監察事案に関すること。 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 監察官室長 | | | | ○ 訟務事案に関すること。 |
| 生活安全班 | 生活安全 | 生活安全部参事官<br>兼<br>生活安全企画課長 | 生活安全部参事官<br>兼<br>生活安全企画課長 | 生活安全企画課<br>管理官 | 2 | ○ 生活安全班の総括に関すること。<br>○ 犯罪の予防に関すること。<br>○ 行方不明者に関すること。 |
| | 生活経済 | | 生活経済課長 | 生活経済課次席 | 1 | ○ 経済関係法令違反の取締りに関すること。 |
| | 銃砲火薬危険物対策 | | 保安課長 | 保安課次席 | 3 | ○ 銃砲、火薬類及び危険物の取締りに関すること。 |
| | ｻｲﾊﾞｰ対策 | | サイバー犯罪対策課長 | サイバー犯罪対策課次席 | 2 | ○ インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の捜査に関すること。 |
| 地域班 | 地域 | 地域部参事官<br>兼<br>地域企画課長 | 地域部参事官<br>兼<br>地域企画課長 | 地域部管理官 | 4 | ○ 地域班の総括に関すること。<br>○ 自動車警ら隊、航空隊、鉄道警察隊及び警察用船舶の総合運用に関すること。<br>○ 交番、駐在所及び警ら用無線自動車の運用に関すること。<br>○ 警戒活動に関すること。 |
| | 通信指令 | | 通信指令課長 | 通信指令課次席 | 3 | ○ 無線通信系の統制に関すること。<br>○ 無線機の動員調達及び管理に関すること。 |
| 捜査班 | 捜査 | 刑事部参事官<br>兼<br>刑事企画課長 | 刑事部参事官<br>兼<br>刑事企画課長 | 刑事部管理官 | 5 | ○ 捜査班の総括に関すること。 |
| | 検視 | | 捜査第一課長 | 捜査第一課<br>強行犯事件指導官 | 6 | ○ 検視及び身元確認資料に関すること。<br>○ 刑事事件捜査に関すること。 |
| | 組織犯罪 | | 組織犯罪対策課長 | 刑事部管理官<br>(組織犯罪対策) | 2 | ○ 組織犯罪対策に関すること。 |
| | 鑑識 | | 鑑識課長 | 鑑識課次席 | 1 | ○ 鑑識活動に関すること。 |
| 交通班 | 企画 | 交通部参事官<br>兼<br>交通企画課長 | 交通部参事官<br>兼<br>交通企画課長 | 交通企画課調査官<br>兼<br>運管課交通聴聞官 | 2 | ○ 交通班の総括に関すること。 |
| | 捜査 | | 交通捜査課長 | 交通捜査課次席 | 4 | ○ 交通事故捜査に関すること。 |
| | 指導 | | 交通指導課長 | 交通指導課次席<br>兼指導官、<br>運管課交通聴聞官 | | ○ 交通指導取締りに関すること。 |
| | 規制 | | 交通規制課長 | 交通規制課次席 | 3 | ○ 交通規制に関すること。<br>○ 緊急交通路の設定に関すること。<br>○ 道路管理者との連絡・調整に関すること。 |
| | 管制 | | | 管制ｾﾝﾀｰ所長 | 4 | ○ 交通情報の収集及び提供に関すること。<br>○ 交通管制に関すること。 |
| 情報通信班 | | 通信庶務課長 | 機動通信課長 | 機動通信課<br>情報通信調査官 | 4 | ○ 警察通信に関すること。<br>○ 機動警察通信隊の運用に関すること。 |
| 計 | | ９人 | ２９人 | ３３人 | 113人 | １９４人（本部長以下幕僚等10人を含む。） |

別表第４（第６の１の事項関係）

# 情 報 収 集 等 に 関 す る 措 置

**【被災情報等の収集、報告】**（第６の１の⑵の事項関係）

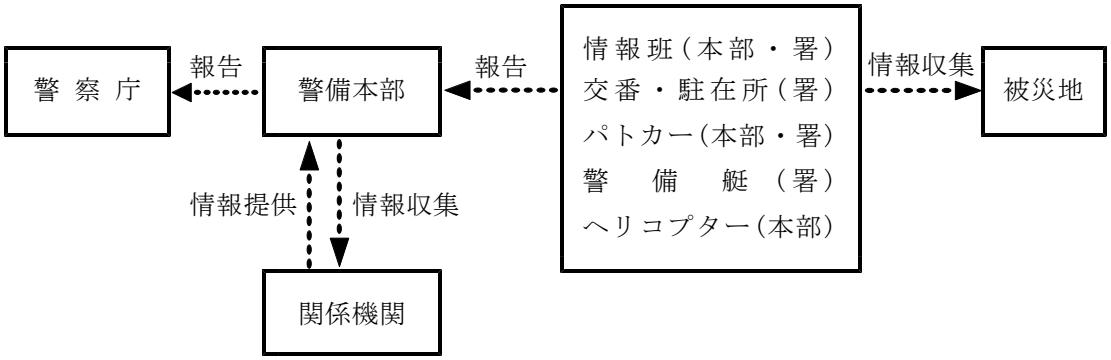


◎　国民保護措置に資する被災情報等を最優先として情報収集を行う

《 収集すべき情報の例示 》

| | |
|---|---|
| 1　死者及び負傷者の状況 | 8　高速道路及び幹線道路等の状況 |
| 2　家屋等の損壊状況 | 9　生活関連等施設の被害状況 |
| 3　火災の発生状況 | 10　対象事態の発生地及び拡大状況 |
| 4　住民等の避難状況 | 11　警察職員及び警察施設の被害状況 |
| 5　交通渋滞状況 | 12　警察の活動状況 |
| 6　交通機関の運行状況 | 13　その他対象事態に関する情報 |
| 7　重要防護対象の被害状況 | |

**【安否情報の入手、提供】**（第６の１の⑶の事項関係）

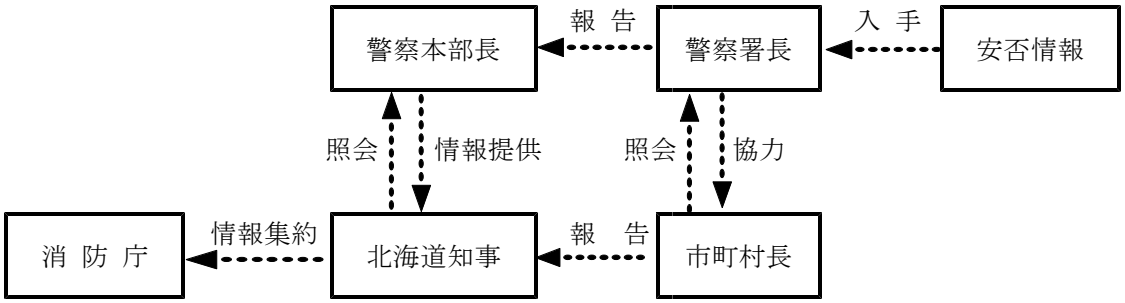


◎　情報収集対象

避難住民及び武力攻撃災害等により死亡又は負傷した住民の安否に関する情報が対象
※　行方不明者、連絡不明者等は対象とされていない。

☆　原則、安否情報の提供は、警察本部長から道知事に対し、ＦＡＸにて送付する。

別表第５（第６の２の事項関係）

## 警報及び緊急通報に関する措置

**【警報（解除）の伝達】**（第６の２の(1)の事項関係）

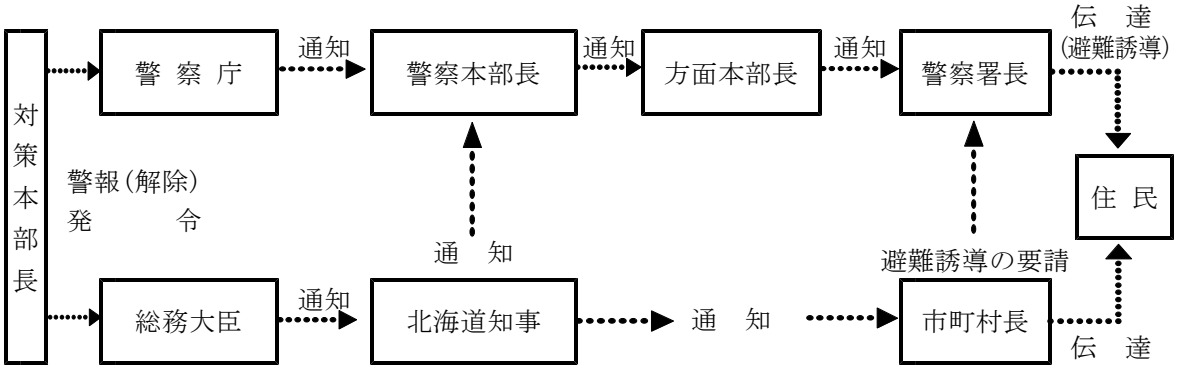


| ◎　警報で示される内容 |
|---|
| 1　武力攻撃事態等の現状及び予測<br>2　武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域（地域が特定できる場合のみ）<br>3　その他住民及び公私の団体に周知させるべき事項 |

※　解除通知を受けたときは、通知を受けたときと同様の伝達を行う。

**【緊急通報(解除)の伝達】**（第６の２の(2)の事項関係）

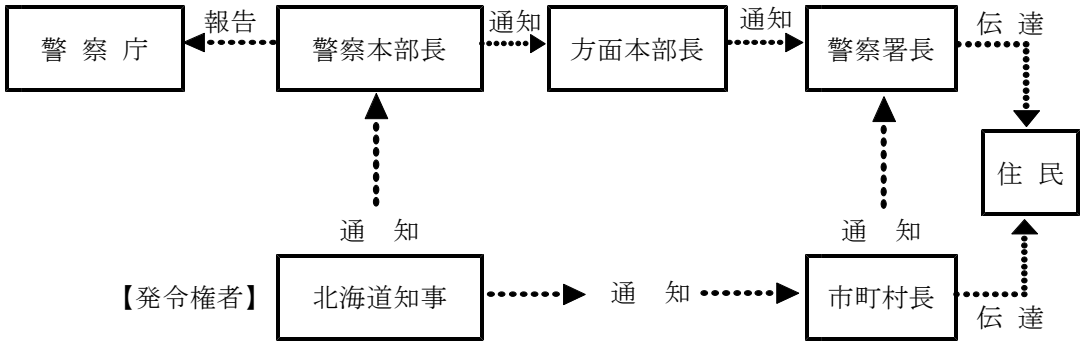


| ◎　緊急通報で示される通知内容 |
|---|
| 1　武力攻撃災害の現状及び予測<br>2　その他住民及び公私の団体に対し、周知させるべき事項 |

※　解除通知を受けたときは、通知を受けたときと同様の伝達を行う。

別表第６（第６の３の事項関係）

# 避 難 誘 導 に 関 す る 措 置

**【避難の指示(解除)の伝達】**（第６の３の(1)の事項関係）

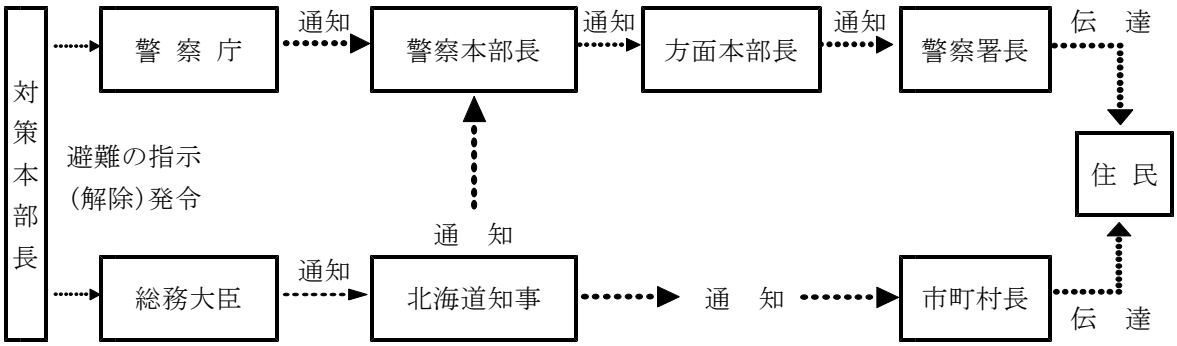


◎　避難の指示で示される通知内容

1　住民の避難が必要な地域
2　住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）
3　関係機関が講ずべき措置の概要
4　その他として、主要な避難経路、避難のための交通手段、避難の方法等
（知事又は市町村長が避難経路等の選定を行うに際しては、本部長等は積極的に助言する。）

◎　住民の避難誘導の要件（いずれかの条件を満たしたとき）

1　市町村長若しくは知事からの要請があったとき
2　警察官自ら必要と認めたとき

別表第７（第６の４の事項関係）

## 被災者の捜索・救出に関する措置

**【捜索・救出活動】**（第６の４の(1)の事項関係）

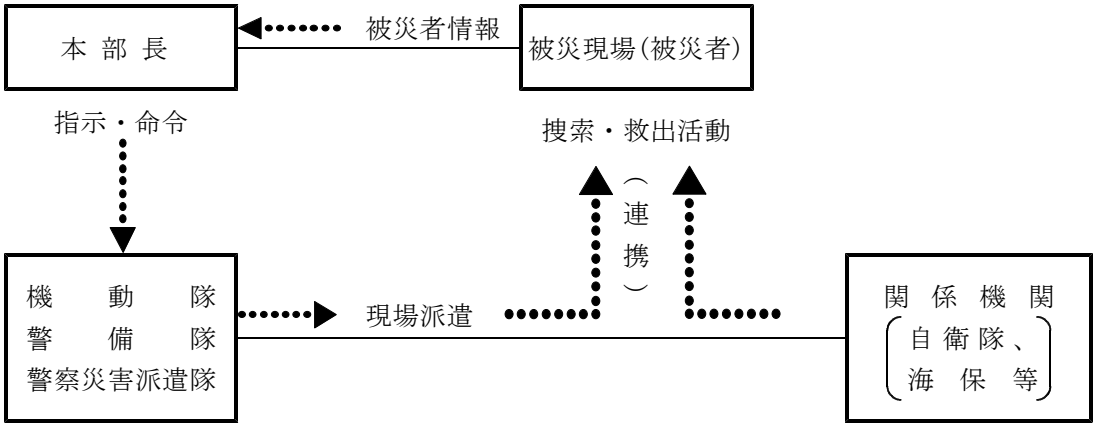


◎　現場活動上の配意事項

1　部隊の運用に当たっては、生存者の救出を最重点とし、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定する。
2　被災者の捜索に当たっては、区域又は建物単位に部隊を指定するなどして、漏れのない捜索を徹底する。
3　二次災害発生のおそれのある現場においては、現場指揮官による指揮を徹底するとともに、複数の警戒員を配置して受傷事故防止に努める。
4　装備資機材を有効に活用すること。
5　関係機関との連携を図るとともに、自治会等自主防災組織にも協力を要請するなど合理的・効率的に活動を推進する。

別表第８（第６の５の事項関係）

## 生活関連等施設の安全確保に関する措置

**【立入制限区域を指定した際の措置】**（第６の５の(1)の事項関係）

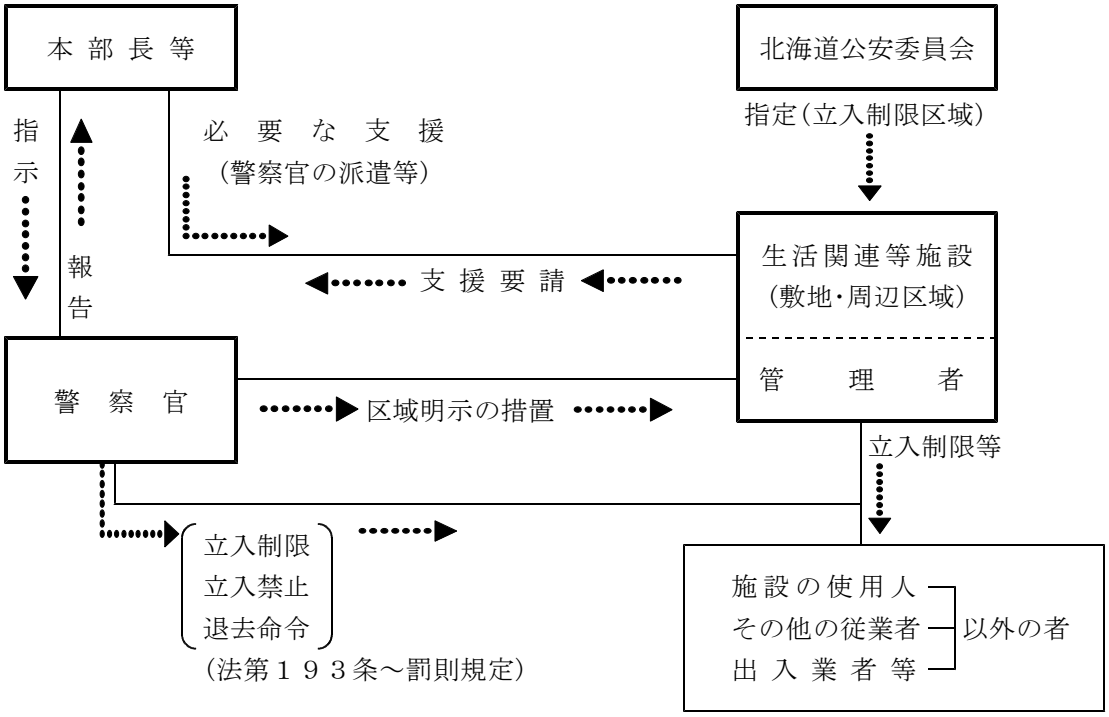


◎　活動上の配意事項

1　警察官は、可能な限りロープや標示等により立入制限区域を明示するよう努める。
2　立入制限区域においては、特に管理者の許可を得た当該施設の使用人その他の従業者、出入業者以外の者に対し、立入禁止等を命じるなど措置の徹底を図る。
3　配置警察官は、施設の特性に応じた装備資機材等を活用して安全確保に努める。

別表第９（第６の６の事項関係）

## 武力攻撃災害等への対処に関する措置

**【事前措置】**（第６の６の(1)の事項関係）

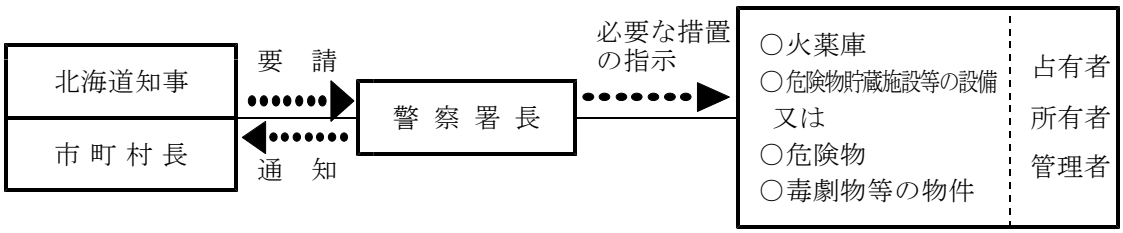


◎　実施要件・内容

1　武力攻撃災害等が発生するおそれがある場合で、知事等からの要請を受けたときは、これを拡大させるおそれがあると認められる火薬庫等の管理者等に同災害の拡大防止のため必要な限度において、「当該設備又は物件の除去、保安、その他必要な措置」を講ずべきことを指示する。

2　指示した内容については、直ちに市町村長に通知する。

**【退避の指示】**（第６の６の(2)の事項関係）

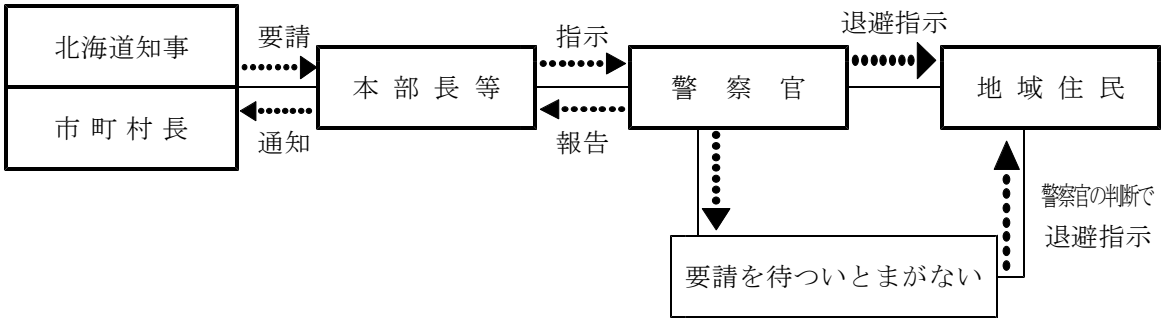


◎　実施要件・内容

1　要請に基づく退避の指示

知事又は市町村長からの要請に基づき、退避の指示を行う。

2　警察官の判断による退避の指示

退避の指示を待ついとまがないと認める場合、自らの判断により必要と認める地域の住民に対し、屋外又は屋内への退避の指示を行う。

その際、直ちに、その内容を本部長等を通じて市町村長に通知すること。

◎　武力攻撃が突発的に発生した場合の避難誘導

□　屋外で発生した場合～堅牢な建物内、地下施設等へ避難誘導する。

□　屋内で発生した場合～屋外の安全な場所へ避難誘導する。

※　判断基準

屋内外のどちらが、より危険性が少ないかを考え、屋内に留まる方が安全と判断される場合は屋内に、屋外に移動した方が安全と判断される場合は屋外へ退避の指示を行う。

**【緊急時の応急措置】**（第６の６の(3)の事項関係）

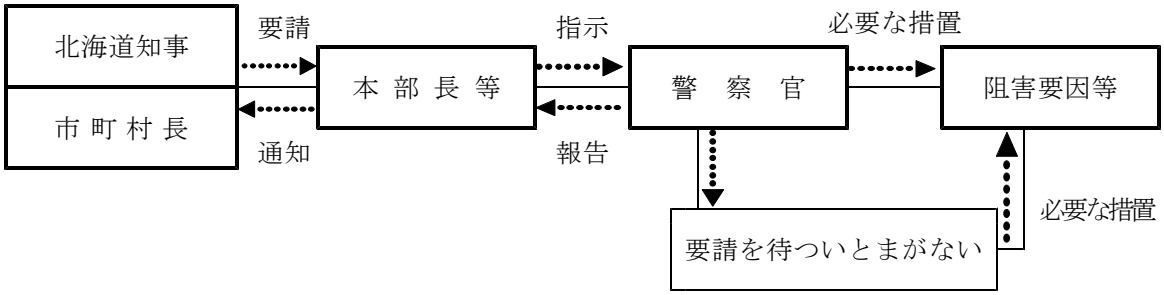


| ◎　実施要件 |
| --- |
| 武力攻撃災害等への対処に関する措置を講ずるため、緊急の必要があると認める場合 |

| ◎　講ずべき措置内容 |
| --- |
| １　他人の土地、建物その他の工作物（人為的に土地に接着して設置した物～例えば建物、橋、堤防、トンネル、電柱等）の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用《法第１１３条及び第１５９条（損失補償）》<br>２　武力攻撃災害等を受けた現場の工作物、又は物件で措置の実施上支障となるものの除去、その他必要な措置（工作物等を除去した場合は、当該物件のある場所を管轄する警察署長が保管する）《法第１１３条》<br>３　知事等からの要請、又はこれらの者からの要請を待ついとまがないと認めるときは、当該措置を講じた警察官は、直ちに、その内容を本部長等を通じて市町村長に通知すること。 |

**【警戒区域の設定】**（第６の６の(4)の事項関係）

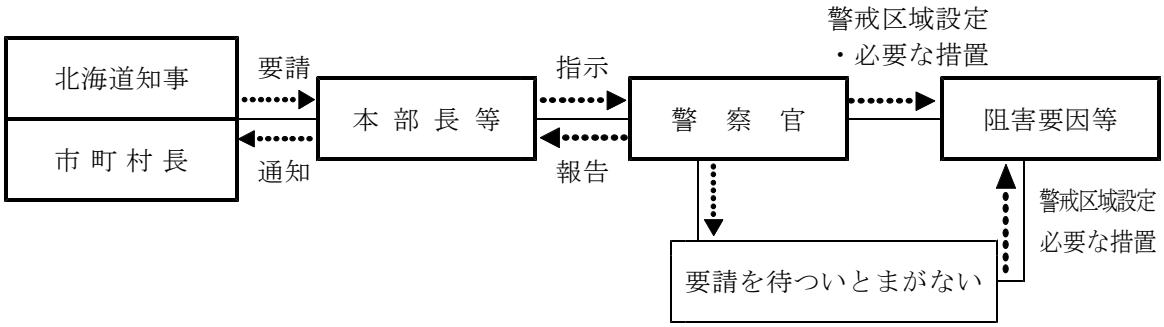


| ◎　実施要件・内容 |
| --- |
| 武力攻撃災害等から住民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められる場合で、知事等からの要請、又は要請を待ついとまがないと認めるときは警察官自ら判断して措置を講ずる。<br>その際、直ちに、その内容を本部長等を通じて市町村長に通知する。 |

◎　講ずべき措置内容

□　警戒区域の設定

1　市町村職員、関係機関等と連携・協力し、ロープ、標示板等で区域を明示する。

2　ＮＢＣ攻撃の場合は、風向き、風速等の気象条件、汚染物質の特性等を考慮して設定する。

3　警戒区域の設定、変更、解除等の住民に対する広報は、市町村職員等と連携して実施する。

□　警戒区域を設定する際の注意事項等

1　その目的上必要な区域を定めて、ロープ等により明示し、かつ、不特定多数者に対して一定の時間、客観的に明示しなければならないので、口頭だけによることは適当ではない。

2　警戒区域への立入制限、禁止又は退去命令については、その履行を担保するため、その違反について罰金又は拘留の罰則が設けられている。

**【武力攻撃原子力災害時の措置（原子力事業所に対する攻撃が行われた場合）】**

（第６の６の(5)の事項関係）

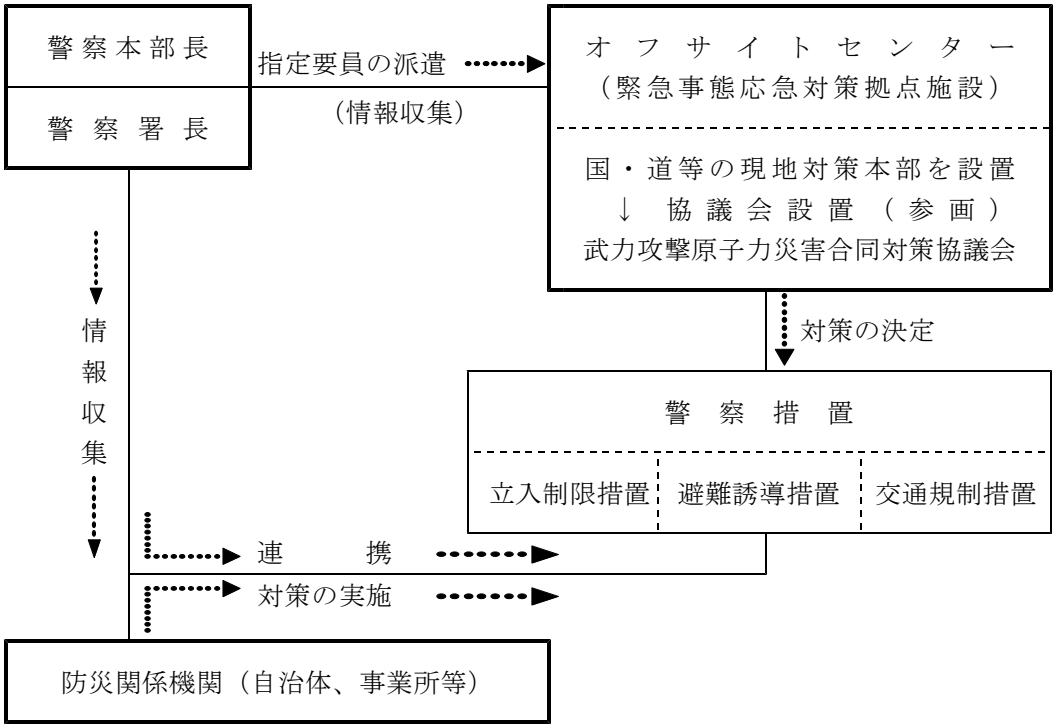


◎　収集すべき情報

1　事案の概要（発生日時、箇所等）

2　被ばく者の数（概数）、被ばくの程度

3　放射性物質の種類、放出量及び放出量の予測

4　原子炉等及びその周辺の状況

5　モニタリングの測定結果

6　風向、風速等の気象状況

7　施設管理者のとった措置、今後の見通し

8　防護対策を講ずべき区域

9　住民等の屋内退避、避難

10　その他参考事項

◎　措置内容

1　オフサイトセンター、防災関係機関（自治体、事業所の本・支社等）に警察官を派遣し、情報収集等に努める。
2　警戒区域が設定された場合、応急対策従事者以外の者の立入を制限・禁止、又はその区域からの退去措置を講ずる。
3　地域住民に避難勧告又は避難の指示が行われた場合、関係市町村等の防災関係機関と緊密に連携し、避難誘導を行う。
4　緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。

**【ＮＢＣ攻撃による災害時の措置】**（第６の６の(6)の事項関係）

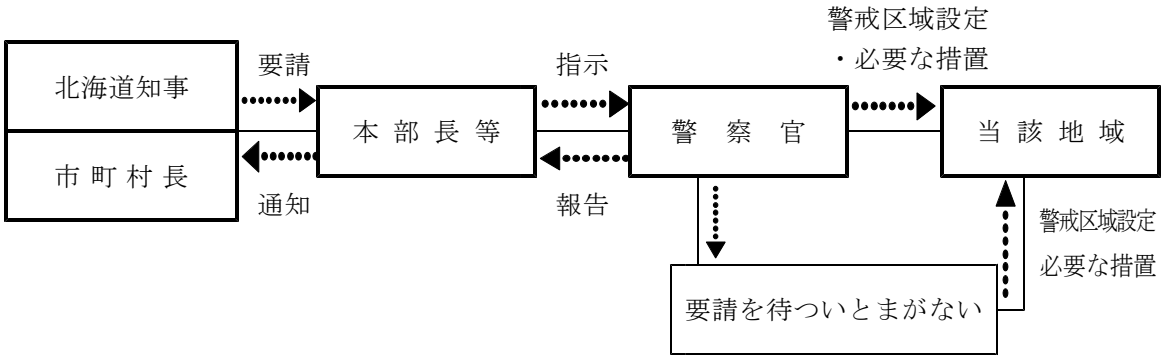


◎　実施要件・内容

ＮＢＣ攻撃による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、知事等からの要請、又はこれらの者による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立入制限等の措置を行い、当該措置を講じた警察官は、直ちに、本部長等を通じて市町村長に通知すること。

◎　措置内容

□　汚染が生じた場合の措置
　防護服の着用、ワクチン接種、被爆線量の管理等、職員の安全を図るための措置を講じた上で、迅速な避難誘導、救助・救急活動、汚染範囲の特定等を行う。
□　化学剤による汚染の場合
　除染設備を有する関係機関と任務分担の上、被災者及び被災地域等に対する除染活動を実施する。
□　化学剤・生物剤による攻撃の場合
　科学警察研究所と連携し、汚染物質の検知を行う。

別表第10（第６の８の事項関係）

# 交 通 規 制 に 関 す る 措 置

**【交通規制】**

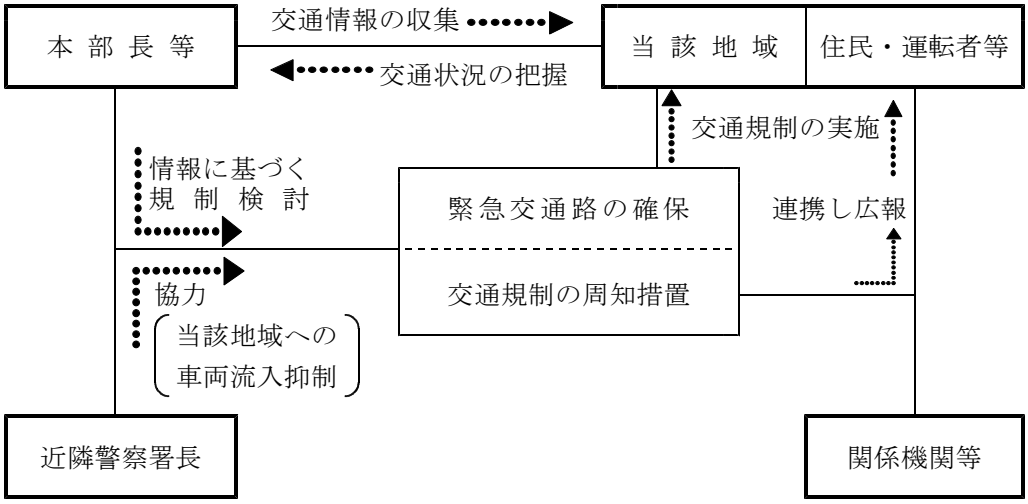


◎　交通規制実施上の配意事項

1　通行可能な道路や交通状況等交通情報を迅速に把握した上で、必要な交通規制を検討・実施する。

2　緊急の必要がある場合、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど緊急交通路の確保にあたる。

3　交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、道路管理者と連携し、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

◎　緊急交通路確保のための権限等（災害対策基本法が準用される）

1　放置車両の撤去等（災対法第76条の３）

緊急交通路を確保するため必要な場合、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

2　運転者等に対する措置命令（災対法第76条の２）

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

3　障害物の除去（災対法第76条の３）

道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じた必要な措置を行う。

※　効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

別表第11（第６の12の事項関係）

## 緊急対処事態への対処における措置

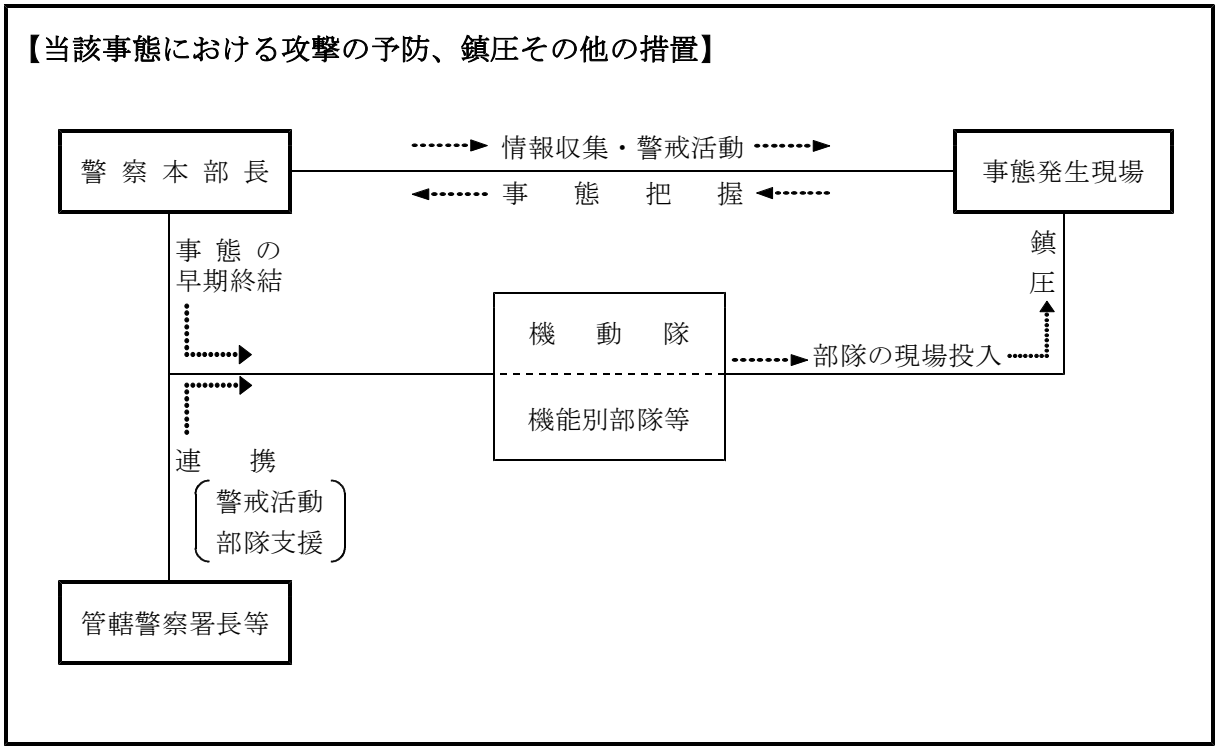

別記第２号様式（第10の２の事項関係）

# 被 災 情 報 報 告 書

年　　月　　日に発生した　　による被害（第　　報）

平成　　年　　月　　日　　時　　分
方　面　　警　察　署

1　武力攻撃災害等が発生した日時、場所（又は地域）
(1)　発生日時　　平成　　年　　月　　日
(2)　発生場所
（北緯　　度、東経　　度）
2　発生した武力攻撃災害等の状況の概要

3　人的・物的被害状況

| 市町村名 | 人的被害 | | | | 住宅被害 | | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 死者 | 行方不明者 | 負傷者 | | 全壊 | 半壊 | |
| | | | 重傷 | 軽傷 | | | |
| | (人) | (人) | (人) | (人) | (棟) | (棟) | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

※　可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

| 市町村名 | 年　月　日 | 性別 | 年齢 | 概　　況 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

4　その他

注１　第２報以降の情報で１～３の内容に変更がなければ、１～３は第１報のとおりと記載しても構わないものとする。
２　規格は、Ａ列４番縦長とする。